

日立市山本忠安にぎわい交流活性化基金の設置及び管理に
関する条例の制定について

日立市山本忠安にぎわい交流活性化基金の設置及び管理に関する条例
を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 7 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

新たに日立市山本忠安にぎわい交流活性化基金を設置するため、本条
例を制定するものであります。

日立市山本忠安にぎわい交流活性化基金の設置及び管理
に関する条例

(設置)

第1条 山本忠安氏からの寄附の趣旨に基づき、本市の地域資源を活用した観光の振興及びまちのにぎわい創出を長期にわたり安定的に推進するため、日立市山本忠安にぎわい交流活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、山本忠安氏からの寄附金の額及び基金の運用から生ずる収益の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日立市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために行う事業に必要な財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。